

平成 19 年 7 月 9 日
企業会計基準委員会

「過年度遡及修正に関する論点の整理」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、国際的な会計基準で見られるような、会計方針の変更や表示方法の変更が行われた場合などの財務諸表の過年度遡及修正に関する取扱いについての検討を行っております。この検討の中には、セグメントの区分方法の変更や過去の重要な誤謬のほか、会計上の見積りの変更や四半期開示固有の取扱いが含まれています。

今般、財務諸表の過年度遡及修正に関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）の公表が平成 19 年 6 月 28 日の第 131 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 19 年 9 月 26 日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：retro@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

また、本論点整理に対するご意見につきましては、本論点整理に記載された事項だけでなく、財務諸表の過年度遡及修正に関するものであれば、どのような事項でもお寄せください。

【論点1】財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを定める必要性

本論点整理においては、財務諸表の過年度遡及修正の取扱いを定める理由として、①過年度遡及修正を行って比較可能な情報を原則として財務諸表本体で提供することにより、注記情報による開示に比べて財務諸表全般についての比較可能性を高めることができるものと考えられることや、②会社法において既に過年度遡及修正を行うための条件は整備されており、会計基準においてもこうした環境の変化に対応することが必要となっていること、③国際財務報告基準（及び米国会計基準）との差異を縮小し、会計基準のコンバージェンスを促進するうえでも、この問題に関する対応が必要とされていることを挙げつつ、これらの考え方に関して留意すべき事項についても整理を行っている。

また、過年度遡及修正の考え方を導入する場合における修正された過年度財務諸表の取扱いについては、誤謬に関する事項も含め、会社法及び証券取引法（金融商品取引法）に基づく監査も含めた開示制度との関係など、関連法制度との関係の整理が不可欠であり、本論点整理に基づく検討と並行して、こうした整理が行われることが必要であると考えている。

【論点2】個別財務諸表における過年度遡及修正の適用上の論点

本論点整理では、過年度遡及修正を求めることにより、財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上することについては、連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表についても同様であるものと考えている。ただし、非上場会社の個別財務諸表上も一律に過年度遡及修正を求めるか否かに関しては、コスト・ベネフィットの観点から、適用上の問題に関する検討を行う必要があるものと考えている。

【論点3】会計方針の変更に係る過年度遡及修正

本論点整理では、会計方針の変更を行った場合に過年度の財務諸表に遡及適用を行うこととしたときには、新たな会計方針のもとでの比較可能な情報を、原則として財務諸表本体のすべての項目に関して提供することにより、特定の項目だけではなく、財務諸表全般についての比較可能性を一般に高めることができるものと考えている。このため、会計方針の変更に 대해서는、現行の注記による対応から、国際的な会計基準と同様に過年度財務諸表への遡及適用による対応へと転換することを検討することが考えられる。ただし、遡及適用による情報がすべての場合において有用であるかどうか、合

わせて検討が必要であると考えている。

加えて、我が国では会計方針の変更とされている一方、国際的な会計基準では見積りの変更とされている減価償却方法の変更の取扱いに関しても検討する必要があるものと考えている（【各論1】を参照）。

【論点4】表示方法の変更に係る過年度遡及修正

本論点整理では、会計方針の変更と同様に、表示方法の変更における過年度財務諸表の組替えに関する論点の整理を行っている。

【論点5】会計上の見積りの変更に係る取扱い

会計上の見積りの変更については、過年度財務諸表に遡って修正を行わない方向で検討することが考えられる（固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更に関する取扱いについての個別の論点に関しては、【各論1】、【各論2】及び【各論3】を参照）。

【論点6】セグメントの区分方法の変更に係る過年度遡及修正

本論点整理では、セグメントの区分方法の変更については、会計方針の変更に遡及適用を求める場合には、それに含めて取り扱うことができるものと考えている。ただし、現在セグメント情報の開示に関して検討されているマネジメント・アプローチが採用された場合、求められる開示の内容が変わることも想定されるため、現在行われているセグメント情報の開示の議論と並行して、今後の開示のあり方について検討を続けていくことが考えられる。

【論点7】誤謬に係る過年度遡及修正

誤謬に関しては、①会計基準において財務諸表の修正再表示に関する取扱いを定めておく必要があるという考え方と、②我が国においては、誤謬が訂正報告書の提出事由に該当するときには修正再表示が行われることになるため、修正再表示の枠組みは開示制度において手当て済みであるという考え方がある。本論点整理では、会計基準における誤謬の取扱いに関しては、開示制度との関係を考慮しつつ、引き続き検討を進めていく必要があるものと考えている。

【論点8】四半期（中間）財務諸表開示に固有の遡及修正

本論点整理では、四半期財務諸表（中間財務諸表）の開示において会計年度の第2四半期以降（中間財務諸表の場合は下期）に会計方針の変更を行った場合などにおいても、現行の注記による対応から、それ以前の四半期会計期間（中間会計期間）への遡及的な適用による対応へと、原則的には転換する方向で検討することを考えている。

ただし、四半期財務諸表（中間財務諸表）の遡及修正に関しては、会計年度全体での会計方針の首尾

一貫性を考慮する必要があり、この点に関する論点も整理している。

【論点 9】 廃止事業の報告に係る過年度遡及修正

国際的な会計基準では、財務諸表の報告企業が廃止事業を有している場合、廃止事業を継続事業と区分して報告する取扱いが設けられているが、我が国ではその取扱いが定められていない。

本論点整理では、廃止事業の報告が行われることとなった場合、過年度の損益情報を遡及的に修正するという方向で検討していくことになると考えているが、廃止事業の報告に関しては別プロジェクトでその取扱いを議論した後、改めて過年度遡及修正に係る論点について検討を行うことを考えている。

【論点 10】 その他の論点

その他の論点として、報告事業体の変更、既存の会計基準との整合性及び過年度遡及修正の考え方を導入する際の適用時期等に関する留意点についての整理を行っている。

固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更に関する取扱いについての個別論点

【論点 3】 及び【論点 5】に関連して、固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更に関する取扱いについての各論を設けている。

【各論 1】 減価償却方法の変更の取扱い

減価償却方法の変更に関しては、①資産の経済的便益の費消パターンに関する会計上の見積りの変更として捉える考え方と、②そうした見積りが不可能であるがゆえの計画的・規則的償却であるとの観点から会計方針の変更として捉える考え方があり、それぞれの考え方についての整理を行っている。

【各論 2】 見積りの変更（耐用年数の変更）に関する会計処理の考え方

見積りの変更（耐用年数の変更）に関する会計処理の考え方に関し、プロスペクティブ方式（修正額を変更期間及びそれ以降の期間で認識する方法）とキャッチ・アップ方式（修正額を変更期間で一時に認識する方法）の2つの考え方があり、各々の考え方についての整理を行っている。

【各論 3】 減損処理と臨時償却の関係

固定資産の減損処理と臨時償却の関係について、考え方の整理を行っている。

以 上